

欧州特許庁審判部手続規則改正

2020年1月1日付で施行する予定の欧州特許庁（EPO）審判部手続規則（RPBA）の改正が、少数の例外を除いてその日に係属中の全ての審判事件、及びそれ以降に請求された全ての審判事件に適用される。それらの例外の中で、当事者審判事件の補正の許容性に関する新しい規定は、（1）2020年1月1日以前に請求された異議申立のあらゆる理由書、（2）期日までに提出されたそのような理由書に対するあらゆる応答及び（3）2020年1月1日以前に発行された、審判部からの答弁書提出の要請への応答として行われる、あるいは口頭審理への召喚の通知後に行われる当事者審判事件のあらゆる補正に適用されない。これらの場合において、現行のRPBAは依然として適用可能であろう。

より重大な影響をEPO利用者（すなわち、欧州特許出願の出願人、異議申立が行われ得る欧州特許の特許権者及び異議申立人）に与え得る規定の中で、改正規則は、審判手続において許容される補正の範囲を更に制限するとみられる。しがしながら、この制限は審判部のいくつかの決定に則している。

具体的には、改正規則において、異議申立の理由書及びそれに対する応答時に行われる提出を含む、異議申立手続においてあらゆる提出の許容性が審判部の裁量に委ねられていることを、全てのEPO利用者は理解すべきである。この規則変更は、審判を「第一審」部門（最初の審査及び異議申立手続）で始まる手続の続きとして使おうとするあらゆる試みを排除する。より具体的に欧州特許出願の出願人に関して、我々は、事実上及び／又は形式上の法的要件の遵守が審査官により認められていない審査事案において特許許可を得る機会を増やそうと希望する出願人は、最初の出願が係属中であれば、1つ以上の分割出願を行うことを考慮すべきであると考えます。我々は更に、第一審審決の再審理を求めるための異議申立の利用を制限すること、及び、第一審手続で審査されたような事件に関して実質的に補正されたあらゆる事件において審判審決の請求を控えることを推奨する。

実際に、改正規則によれば、異議申立手続の一番最初に請求された完全な当事者審判事件であっても、審判審決のもととなった請求、事実、主張、反論及び証拠に関係のない部分が含まれている場合は、補正とみなされるであろう。このように、審判に供されるかは審判部の裁量のみにより判断されるであろう。審判部は、とりわけ、補正の複雑性、当該審判審決の結果に繋がる問題に対して応答する補正の適当性、及び手続経済性を考慮した上で裁量を下すであろう。同様の裁量は、異議申立の理由書またはそれに対する応答の提出後の当事者審判事件のあらゆる補正に適用されるであろう。審判部からの要請又は口頭審理への召喚状の発行後に、当事者審判事件に対する補正は、関係当事者により承服させる理由で正当化される特別な状況がない限り、考慮されない。このように、審判部は、大幅に遅れてなされた補正を考慮しないであろう。

従って、全ての係属中及び今後の審査及び異議申立事件において、戦略的に重要な請求を、その次の可能な審判を待たずに第一審手続において行っているかどうか、かつ、そのような請求が潜在的に、審査部、あるいは異議部等の第一審部門により下された不利な審決に対する次の審判の主体となり得る場合に、そのような請求を第一審手続の間に取り下げていないかどうかを（今まで以上に）確かめることが極めて重要である。